

令和6年度 第3回

釜石市国民健康保険運営協議会

会 議 錄

事務局：釜石市市民生活部市民課国保年金係

## 会議録

1 開催日時 令和7年2月13日（木） 午後3時～午後3時50分

2 開催場所 釜石市役所第2会議室

3 出席委員 11名

　　公益代表

　　佐々 隆裕 佐々木 亨 市川 淳子 前川 良子 前川 公二

　　医療機関代表

　　堀 晃 佐々木 憲一郎 金澤 秀樹

　　被保険者代表

　　佐々木 裕一 中平 美恵子 小野寺 しづ子

4 説明のために出席した職員等

　　市民生活部 平野 敏也 市民生活部長

　　税務課 廣田 昭仁 税務課長

　　市民課 佐々 穎子 市民課長

　　濱川 希望 課長補佐兼国保年金係長

　　加藤 綾夏 会計年度職員

　　菊池由紀恵 会計年度職員

5 傍聴者 0名

6 会議の経過

（1）開会

（2）市長挨拶

（3）会長挨拶 前川会長

7 審議事項

（1）令和6年度釜石市国民健康保険事業特別会計3月補正予算（案）について

（2）令和7年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について

8 報告事項

令和7年度国民健康保険税の制度改正について

9 その他

10 閉会

## 1 開 会

(司会者)

只今から、令和6年度第3回釜石市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

## 2 市長挨拶

(司会者)

市長挨拶でございますが、市長が別用務のため市民生活部長からご挨拶を申し上げます。

(市民生活部長)

いつもお世話になっております。市長は出張のため、挨拶を預かってまいりましたので紹介させていただきます。

令和6年度第3回 釜石市国民健康保険運営協議会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、国民健康保険事業をはじめ、市政全般にわたり多大なるご支援とご協力を賜っておりますこと、心より御礼申し上げます。

国民健康保険につきましては、厚生労働省において、令和7年度から国民健康保険料の賦課限度額の引き上げが示されております。この改正は、被保険者間の保険税負担の公平を確保するとともに、中間所得層の負担を軽減することを目的としており、持続可能な制度の運営を目指すものとなっております。

一方で、当市におきましては、被保険者数の減少が、続いている、今後も厳しい財政運営が予想されます。そのため、国民健康保険の安定的な財政運営を図るべく、岩手県において第三期岩手県国民健康保険運営方針が策定され、県と市町村が一体となって各種事業に取り組むこととしております。当市といたしましても、すべての市民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険事業の充実に努めて参ります。

本日の協議会では、「令和6年度釜石市国民健康保険事業 特別会計3月補正予算（案）」及び「令和7年度釜石市国民健康保険事業 特別会計当初予算（案）」についてご審議をお願い申し上げます。

今後も、国民健康保険事業の安定運営に向け、引き続き皆様のご指導とご協力を賜りますよう、お願い申し上げ、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

令和七年二月十三日

釜石市長 小 野 共

(司会者)

ありがとうございました。

## 3 会長あいさつ

(司会者)

続きまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長)

お疲れ様です。風の強い中お集まりいただきありがとうございます。インフルエンザも下火になってきてるようではございますが、まだまだ寒さが続くと思います。皆さんには健康に留意していただきながら国保運営協議会の方にご協力を願います。今日はこのメンバーでの最後の協議会となりますので、よろしくお願ひいたします。

今日は審議事項2件報告事項1件の3件ございますので滞りなく進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(司会者)

ありがとうございました。

#### 4 審議事項

(司会者)

それでは審議事項に入ります。釜石市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、会長が議長の任に当たることとなっております。よろしくお願ひいたします。

(議長；前川会長)

会議に先立ちまして議長より報告いたします。本日の出席委員は、11名で過半数に達しておりますので、釜石市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により会議は、成立しております。本日欠席された委員からは、それぞれ都合により出席できない旨の届け出がありましたので、ご了承願います。

次に本日の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、釜石市国民健康保険条例施行規則第11条の規定により、議長において、公益代表委員の前川良子委員と被保険者代表委員の中平美恵子委員の2名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは、会議次第により進めてまいります。

審議事項 (1)「令和6年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 3月補正予算（案）について」当局の説明を求めます。

(市民課長)

私からは、令和6年度釜石市国民健康保険事業特別会計3月補正予算（案）について、説明いたします。

本資料の、1ページが歳入、2ページが歳出となります。

最初に、歳出について説明いたします。資料の2ページ目をご覧ください。補正予算額は

表の真ん中の列「3月補正B」という欄となります。3月補正として下から2番目諸支出金の保険税還付金にかかる一般被保険者分について440万5千円を増額し890万5千円とするものです。保険税還付金は、遡及、過去に遡って国民健康保険資格を喪失した方が、喪失した期間も国民健康保険料を支払っていた分について還付するものです。社会保険等に加入した後も、国民健康保険資格の喪失の手続きを取らずに国民健康保険料を長期で払い続けていた方がおいででしたので、還付金額が大きくなりまして、その分予算に不足が生じ、今回補正を行うものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。戻りまして1ページ目の歳入をご覧ください。「繰入金」の「財政調整基金繰入金」についてです。歳出と同額の440万5千円を基金から取り崩すものです。以上が3月補正予算案についての説明となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局の方から「令和6年度釜石市国民健康保険事業 特別会計3月補正予算(案)について」説明がありました。委員の皆さんのはうから確認したいところ、ご意見ございましたらお願いいたします。

(佐々委員)

本来であれば補正予算の予算の範囲内で補正すると思うんですけど、その調達して歳入の部分、財政調整基金から直接繰り入れるというのはちょっと本筋から違うんじゃないかなという気がするのですが、何故かというと財政調整基金というのは、出来れば医療費の補填分として使っているのが財政調整基金で、実際の税の還付金を財政調整基金から出すのはちょっと考えられないと一般的にはそう思うんですけどその部分はどうなんでしょう。内部で調整できなかったんですかね。

(事務局)

今回は年度途中の3月補正での必要額の計上というのが一義的にありました。それに充てる歳入をどうするかという問題がありまして、ご指摘のとおり今までの運営協議会においても財政調整基金を出来るだけ減らさないようにということでご説明をし、ご意見をいたしましたところです。年度途中の調整ということにあたりまして、保険税の還付金について国や県などの外部から入ってくる歳入が無い性質のものであることから現時点での歳入の調整としては財政調整基金を充てることが妥当なのではないかという内部からの指導があったものです。最終的には財政調整基金は決算時の総歳入と総歳出の差額が不足する場合の補填、保険税が急激に上がらないようにという活用になりますので、決算の状況を見て出来るだけ取り崩さない方向で、歳入、補助金の確保にも努めつつ運営を行ってまいりたいと考えております。

(市民生活部長)

マイナンバーが保険証として利用されるということで、マイナンバーが入っている総合端末、国が管理しているデータの中で社保加入と国保加入のデータをぶつけて両方に加入している人の抽出作業を行いました。そしたら何人か、社会保険に入っているのに国民健康保険に加入している方いらっしゃって、そしてその金額が過去何年かに遡る方がいらっしゃったので、そのために通常であれば歳入から返す還付で、財源は歳入の税になるので現年度ならそれで対応できるのですが、過年度分というのはあらかじめ決められた予算の中で返さなきやないのでその分が不足になってしまったので、こういった形の補正にしたということです。

(佐々委員)

結局、税として徴収してるから税の中で相殺できないのか、というのがあって財政調整基金から出すはおかしいと思ったんだけど、過年度分だからということなんですよ。

(市民生活部長)

はい。

(佐々委員)

わかりました。

(会長)

皆さんよろしいですか。

(全員)

はい。

(会長)

それでは、お諮りをいたします。

「令和6年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 3月補正予算（案）について」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(会長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

(会長)

次に、審議事項（2）「令和7年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）について」審議いたします。当局の説明を求めます。

(市民課長)

「令和7年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）について」についての資料を説明します。3ページ、「審議事項2 資料1」をご覧ください。

これは「令和7年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について」の1ページの歳入及び2ページの歳出について、款・項・目のみに集約したものになります。上と下、2つ表があるうち、上の表が歳入、下の表が歳出になっています。左側の列が「科目」、太枠の部分が「令和7年度当初予算案」、その右どなりが「前年度比較」となっています。令和7年度の当初予算案は、黄色のマーカー部分でお示しをさせていただいておりますが、歳入歳出とも総額37億2,987万1千円を計上しております。

次に、主な項目を説明いたします。先に下の表、歳出の説明をします。②「保険給付費」は、医療費に係る分となりまして、28億4,631万5千円としており、昨年度より3億6,832万4千円の減少となっております。内訳は、保険者である釜石市が医療機関に支払う7割、8割分の療養給付費が3億1,052万8千円の減少見込み、高額療養費分が5,571万円の減少見込みとなっております。これは被保険者数の減少などによるものとなっております。

続きまして③「国民健康保険事業費納付金」についてです。国保の財政運営主体となっている岩手県に納付するものとなっておりまして、7億2,882万3千円としまして、これは県の算定額に基づき計上しております。昨年度より3,137万6千円の減額となっております。

次に⑤「保健事業費」は、4,294万1千円としております。昨年度より155万9千円の増額となっております。これは郵便料の値上げなどによるものとなっております。

次に上の表、歳入を説明します。初めに①「国民健康保険税」をご覧ください。令和7年度の国民健康保険料収入を4億6,996万2千円と見込んでおり、昨年度より1,144万円の減額と見込んでおります。これは被保険者数の減少によるものです。

次に③「県支出金」の欄をご覧ください。「県支出金」は、28億7,155万円です。大部分が、歳出の保険給付費と連動しておりまして、昨年度と比較して3億6,333万2千円の減少となっております。

次に⑤「一般会計繰入金」ですが、3億5,698万5千円としています。昨年度と比較して1,831万4千円の減少となっています。

次に、⑥「財政調整基金繰入金」についてですが、歳入不足を補うため、財政調整基金から2,686万7千円を取崩して活用するものです。これは当初時点での見込みでありまして、今後の状況に合わせて、見直してまいりたいと思います。

次に4ページ「審議事項2 資料2」をご覧ください。これは、令和7年度に行う主要事業となります。主な項目を説明いたします。

1「管理事務費」は、国民健康保険事業の運営にかかる事務費になっています。2「国民健康保険税 徴収事業」は、保険税の徴収にかかる費用を計上したものとなります。3「療養給付費」は、国民健康保険の本来事業である、医療費の保険者負担分の給付事業となっています。被保険者数の減少により、予算額も減少となっていますが、年度途中の状況により予算を見直してまいりたいと思っております。

次のページをご覧ください。6「出産育児一時金」は、被保険者の出産の際に、50万円を上限とし一時金として支給するものです。7「葬祭費」は、被保険者の死亡に対し、喪主の

方へ3万円を支給するものとなっています。8「国民健康保険事業費納付金」は、平成30年度から都道府県が財政の運営の責任主体となっておりますことから、県の国民健康保険に関する特別会計において、療養の給付等に要する費用やその他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、市町村が県の算定に基づき、納付するものとなっております。9「特定健康診査等事業」は、生活習慣病予防のために、保険者に義務付けされている法定事業となっております。若年者健診は令和5年度まで35歳から39歳までを対象としておりましたが、今年度から19歳から39歳までに引き下げて実施をしております。このことは若い年代から疾患の早期発見早期治療につなげ健康への意識付けを行うことで、医療費の抑制につながるものと考えております。なお、若年者健診の受診者は、令和5年度は23名となっていましたが、年齢枠拡大後の令和6年度は50名と増加しております。10「保健事業等」。これは、市の保健活動事業を、支援する補完事業になります。釜石市は脳血管疾患の発症率が高く推移していることから、データヘルス計画に基づきまして、引き続き、減塩教室、禁煙チャレンジ事業、糖尿病性腎症重症化予防事業に取組んでまいります。以上が、令和7年度の国保主要事業になります。

次に、6ページをご覧ください。「国民健康保険財政調整基金保有状況」の資料になります。現在、市の基金残高は、令和5年度末で、5億944万678円となっております。令和6年度の国民健康保険財政調整基金の取り崩しと積立については、決算に向けて収支の状況を注視しながら、歳入に不足が生じる場合、基金を活用しつつ、歳入歳出の均衡を図るよう努めて参ります。

以上、令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

（会長）

ただいま事務局の方から「令和7年度釜石市国民健康保険事業 特別会計当初予算（案）について」説明がありましたが、委員の皆さんのはうから確認したい部分、それからご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

（会長）

前年度比較として3億8千万程度下がっているのは被保険者の減少が大きな部分と考えて良いのですか響しているのですか。

（市民課長）

はい。

（佐々委員）

直接関係ないんですけど、今マスコミなんかの報道で高額療養費の負担金の金額が論議されてますけど、国保でもそういった可能性はあるんですか。

(事務局)

厚生労働省で、社会保障審議会の方で議論を重ねてございます。令和7年1月23日の保険部会の方で大体の形は見えてきたところでございます。正式通知はまだ無いところではございますが、高額療養費の限度額が上がったことにより所得区分に応じて負担上限額が上がる、ということが予定されております。ただ、長期的に療養が必要な方への配慮など再検討が行われているところもございます。具体的なところは少し先に明確になろうかとは思いますが、これにより国の方は各保険者の医療費の負担が減るであろうという予測があるようです。ただ、蓋を開けてみないと実際どのくらい医療費が軽減されるか見てこないところもございます。もし実際に医療費が減額するとすれば、国の方は保険料に還元することも考えているようです。実際の数字と結果を見ながら被保険者の皆様に還元できる部分があるのだとすれば検討していきたいと考えております。

(佐々委員)

年金所得者とか高額じゃない所得のところの負担率は大変だと思うんですよ。それを各自体ごとに新たな制度として持つてもいいのかどうか。たとえば釜石だけが高額療養費の一部を負担しますとか。そういう所得がこのくらいの人に対してはこのくらいの負担をしますということが出来るのかなと。そういう制度的なものを作れるのですかね。余地はあるの。

(事務局)

今の時点では明示されておりませんので、余地があるかどうかを注視しつつ、他市町村の動向も含め、国保財政の安定化と被保険者の負担の両方を見ながら考えてまいりたいと思っております。

(会長)

ほかに何かありますか。

(堀委員)

かなり増えると思うんですよね。高額利用も。私よりも薬剤の方があると思うんですけども。今、多分皆知ってるようだ。抗生素とか何かでも化学的なものはほとんど利益が無いということで、全部遺伝子系統のものに変わっているんですね。ですのでそれが多分高額だという。それがいわゆる癌とかの場合には今までのよりも遺伝子系の方が良いということでそれが高いんですよ。非常に高いんですね。だから今後このような薬がどんどん出てくるんだと思います。ですので国保だけじゃなく、一般の方もそれをやりたいと思ってどんどん使ってくるだろうということですね。そうするとそれに対する限度額をどうするかによってかなり変わってくると思います。そうしたとき低所得者だけではなく全体が変わってくるだろうという気がします。よく見ながらやらないと中々大変になってくると思います。医者の立場として。財政の部分もあるでしょうけども、全体の流れからしたら、かなり高額になってくる部分もあると思います。だから難しいでしょうね。

(会長)

その関係の情報が入ったら、その都度委員には情報提供をお願いします。

(会長)

それではお諮りをいたします。「令和7年度釜石市国民健康保険事業 特別会計当初予算（案）について」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(会長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

今回の諮問にあたりまして、当協議会は、本日の審議に基づき、審議事項2件を原案どおり了承をする旨、答申を行うものといたします。

(会長)

続きまして報告事項に入ります。報告事項「令和7年度国民健康保険税の制度改革」について説明をお願いします。

(事務局)

税務課の廣田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは「令和7年度国民健康保険税の制度改革」という資料をご覧いただきたいと思います。

1番の改正趣旨でございます。令和7年度税制改正大綱において、課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しが図られております。改正内容でございます。令和7年度においては基礎課税額を1万円、後期高齢者支援分の限度額を2万円、それぞれ引き上げるものとし、基礎課税額の限度額を66万円、後期高齢者支援金分の限度額を26万円にするものでございます。介護分は据え置きですので、国民健康保険税の限度額の総額を、106万円から109万円とするものでございます。

のことにより課税限度額に達していた世帯の国保税額が増えることになります。増額の対象になる世帯は市内では27世帯程度と見込んでおります。

軽減判定所得の引き上げの関係です。国保税を算定する際に、法令により所得基準を下回る世帯については、均等割りや平等割の7割あるいは5割または2割を減額する制度があります。5割軽減の対象になる判定所得の算定において、被保険者数の数に乘すべき金額を現行の29万5千円から30万5千円に、2割軽減の対象になる所得を54万5千円から56万円にそれぞれ拡大しようとするものです。

のことにより、これまで所得が基準ギリギリで軽減を受けられなかつた方の救済につながるということが予想されるものでございます。この軽減の金額につきましては、釜石市独自の金額ではなく、国が示す全国共通の金額ということになります。

これらの内容で地方税法施行令の改正が進められておりますけれども、例年、地方税法の

制度改正が3月末に国会で決まる中身でございます。今回市議会3月定例会への提案が間に合わないものですが、市長の専決処分で条例改正を行いたいと考えておりました。今回見直される令和7年度分の国保税に関する部分を、従来のとおり専決処分をしたいと考えております。今回の協議会では議案として諮問はしていませんが、専決処分を了承する旨のご意見を頂きたいと考えております。説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(会長)

ただいま税制改正の関係で地方税法が変わって国保の限度額が、トータルで3万円上がるということで。地方税法の改正が国会が3月末ということでそのタイミングで審議会は開けないと思いますので、地方税法の改正に伴って市長が専決処分をするということで皆さんからのご了解を頂きたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

(全員)

異議なし

(会長)

ありがとうございます。

それでは税制改正については審議会で了承したということで決定したいと思います。

(会長)

次に、その他 事務局からありますか？

(会長)

そのほか、何かございませんでしょうか？

(事務局)

本日は、今年度最後の運営協議会となります。委員の皆様の任期につきましても、令和7年2月19日をもって切り替えとなります。

今期におきまして金澤英樹委員と佐々木裕一委員が退任なされることとなりました。金澤委員は平成29年から8年間委員を務めていただきました。また佐々木委員は、平成25年からの6年間と令和4年からの2年3か月、合計8年3か月務めていただきました。長きにわたり当市の国民健康保険行政に多大なるご貢献を賜り深く感謝申し上げます。

ここで両委員から一言ずつご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(金澤委員)

今回、私も8年間ということで、薬剤師会の代表として参加させていただきまして、この国民健康保険の運営ということについて私も勉強になりましたので、これをもって仕事の方に活かしていきたいなと思います。いらしていただいている患者様にもご理解いただきながら制度についての説明もしていきたいと思います。また次からは会の方から推薦された方が来ると思いますのでよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。佐々木委員、お願ひいたします。

(佐々木委員)

これから自分の出来ることは、ピンピンコロリかな。この元気作りは甲子柿づくり、そして新たに始めた冷凍甲子柿、道の駅で販売しておりますので皆さんよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。改めまして、両委員には深く感謝を申し上げます。以上です。

(会長)

そのほか、何かございませんでしょうか。

(会長)

何もなければ、本日予定しておりました議事については、すべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

## 7 閉会

(司会者)

以上をもちまして、令和6年度第3回釜石市国民健康保険運営協議会の会議を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年2月13日

会議録署名委員 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_